

●臨時的任用職員●

公開日	令和7年1月16日 木曜日
職 種	臨時的任用職員（①病休代替寄宿舍指導員 ②産休代替寄宿舍指導員） ※寄宿舍において児童生徒の日常生活の支援や指導に従事します
人 数	2名
給料等 (見込)	○給料(月額、教職調整額を含む) 207,896円～376,528円 ※給料は上記の範囲内で、職歴、経験年数を考慮し決定 ○地域手当 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合(3.2%)を乗じて決定 ○教員特別手当 経験年数等によって決定された号給に基づき算定 ○通勤手当(片道通勤距離2km以上が支給対象) ・自家用車等による通勤の場合 月額30,700円を上限に、通勤距離に応じた額を支給 ・公共交通機関利用の場合 最も長い期間の定期券等の額等を実費支給 ○その他諸手当 所定の要件を満たす場合に、扶養手当、住居手当を支給 ○期末手当・勤勉手当 基準日(6月1日及び12月1日)における在職期間等に応じて支給 ○退職手当 勤続期間が6か月未満の場合は支給なし
雇用期間	①(病休代替) 令和7年2月1日～令和7年3月31日 ②(産休代替) 令和7年2月21日～令和7年3月31日 ※引き続き令和7年4月1日以降も任用される場合があります
勤務場所	香川県立高松支援学校(高松市田村町1098番地1)
勤務時間	日勤 8:25～16:55(休憩45分)、早出 6:30～15:00(休憩45分)、遅出 10:30～19:00(休憩45分)、宿直日 11:00～23:00(休憩60分)、明け 6:00～10:30の交替制(シフト制)
加入保険等	なし ※ ただし、2か月以上任用となる場合は以下の適用があります ・公立学校共済組合(短期給付) ・厚生年金保険 ・雇用保険 ・公務上及び通勤途上の災害について、地方公務員法災害補償法の適用
問合せ先	香川県立高松支援学校 TEL:087-865-4500 担当:教頭 黒田友香
募集期間	令和7年1月16日(木)～令和7年2月14日(金)
・[①病休代替] 香川県教育委員会により地方公務員法第22条の3に規定する「臨時的任用の寄宿舍指導員」として任用されます。 ・[②産休代替] 香川県教育委員会により、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項に規定された「臨時的任用の寄宿舍指導員」として任用されます。 ・次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。 (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・学校または福祉施設等で勤務経験がある方、または障がい者に接した経験をお持ちの方を歓迎します。 ・女子児童生徒の入浴・排泄等の生活指導を行うため、女性の方を求めます。 ・パソコンの基本操作(ワード・エクセル)ができること。 ・必ずハローワークを通じて応募してください。 ・応募多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。 ・面接及び書類による選考を行います。面接の時間等については、応募後、電話にてご連絡いたします。	

